

京都府立大学研究生規程

(平成20年京都府立大学規程第49号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号)第58条第5項の規定により、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究期間)

第2条 研究生の研究期間は、6箇月以内とする。ただし、引き続き研究生を志願する者に対しては、第4条第2項第1号の書類の提出により、選考の上、許可することができる。

(出願資格)

第3条 京都府立大学(以下「本学」という。)の研究生として出願することのできる者は、大学(短期大学を含む。)を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学において認めたとする。

(事前協議)

第4条 研究生として志願する者(以下「志願者」という。)は、あらかじめ指導を受けたい教員(以下「指導教員」という。)と協議しなければならない。

2 志願者は、前項の協議に際し、次に掲げる書類を指導教員に提出するものとする。ただし、第2条ただし書による研究生については、第1号、第5号及び第6号に掲げる書類のみ提出するものとする。

- (1) 協議申請書
- (2) 履歴書
- (3) 指導教員希望理由書
- (4) 研究計画書
- (5) 大学院進学希望調査書
- (6) 経費支弁状況調査書(外国人留学生のみ)
- (7) 出身大学又は最終学校の卒業証明書
- (8) 出身大学の成績証明書又は研究業績目録
- (9) 日本語能力の証明書(外国人留学生のみ)
- (10) その他指導教員が必要と認める書類

3 指導教員は、前項の書類の提出があったときは、特別な事情のある場合を除いて志願者と面接を行い、その結果、研究生の出願を認める場合には、研究生協議結果書を志願者に交付するものとする。

(出願手続)

第5条 志願者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書

- (2) 研究生協議結果書
 - (3) その他大学が必要と認める書類
- (研究生の選考)

第6条 研究生の選考は、教授会で行う。

- 2 選考に際し、必要に応じて志願者に対する試験を行うことができる。
- (受入れの許可)

第7条 研究生の受入れの許可は、教授会の審議を経て、学長が行う。

(手続)

第8条 受入れを許可された者は、別に定めるところにより手続をしなければならない。

- 2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、研究生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明書)

第9条 前条第1項の手続をした者に、研究生証を交付する。

(授業料)

第10条 授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第24号）の定めるところによる。

- 2 実験、実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(諸規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

(補則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。